

介護老人福祉施設 重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

1. 特別養護老人ホーム睦沢園の概要

(1) 施設経営法人

法人の名称	社会福祉法人 恵洋会
法人の所在地	千葉県長生郡睦沢町川島 1458-1
電話番号	0475-44-2525
代表者名	理事長 山本 宗大
設立年月	平成7年11月6日

(2) 施設の名称・所在地等

施設の種類	指定介護老人福祉施設 令和2年4月1日指定(更新) 千葉県 1276700026号
施設の名称	特別養護老人ホーム 睦沢園
施設の所在地	千葉県長生郡睦沢町川島 1458-1
電話番号	0475-44-2525
管理者名	施設長 田邊 宏美
開設年月	平成9年1月10日
入所定員	60名

その他、下記の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]	ショートステイ事業
[介護予防短期入所生活介護]	ショートステイ事業・予防
[居宅介護支援事業]	ケアマネージャー常駐
[介護予防支援事業]	委託

(3) 施設の目的

施設は、介護保険法令に従い、入所者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、入所者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護老人福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

(4) 施設及び設備等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋です。

居室・設備の種類	多床室	静養室	2室2床
4人部屋	4室(1室44㎡)	医務室	1室
4人部屋	11室(1室43㎡)	食堂	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	機能訓練室	1室
		談話室	2室

○居室の変更：入所者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。又、入所者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

(5) 施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	施設長	1名		施設管理全般
医師	医師		1名	医療全般
生活相談員	介護福祉士	1名		入所者の生活相談
管理栄養士	管理栄養士	1名		栄養管理
機能訓練指導員	あん摩・マッサージ指圧師		1名	機能訓練指導
介護支援専門員	介護支援専門員	1名		施設サービス計画
看護・介護	看護職員	3名以上		健康相談
	介護	18名以上		生活全般の介護

2. サービス内容

(1) 基本サービス

①施設サービス計画の作成

②居室

③食事

- ・管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供いたします。

朝食 8時00分 昼食 12時00分 夕食 18時00分

④入浴

- ・週に2回実施します。寝たきりの方は機械浴槽を使用して入浴いただけます。
- ・状態に応じ、特別浴又は清拭となる場合があります。

⑤介護

- ・施設サービス計画に沿って、適切な介護を行います。

⑥機能訓練

- ・日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑦生活相談

- ・生活相談員又は介護支援専門員に生活に関する相談ができます。

⑧健康管理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。
- ・週に1回診察室にて診療が受けることができます。

(2) その他のサービス

①理容

- ・月に1回有償ボランティアによる理容サービスをご利用いただけます。

②年金等の行政手続代行

- ・ご希望の方には行政手続きの代行をいたします。但し、手続きに係る経費はその都度お支払いいただきます。

③ 特別な食事の提供

- ・外食ツアー等にご参加いただけます。

④ レクリエーション等

- ・当施設では、季節に応じた行事を行います。又、カラオケなどのクラブ活動にもご参加いただけます。

3. 利用料金（1割、2割、3割は、介護保険負担割合証の判定）

(1) 介護福祉施設サービス基本料金(1日につき)

	1日の 利用料金	介護保険適用時の1日の自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	5,890円	589円	1,178円	1,767円
要介護2	6,590円	659円	1,318円	1,977円
要介護3	7,320円	732円	1,464円	2,196円
要介護4	8,020円	802円	1,604円	2,406円
要介護5	8,710円	871円	1,742円	2,613円

(2) その他介護給付サービス加算

加算	介護給付額 100%	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60円/日	6円/日	12円/日	18円/日
夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	130円/日	13円/日	26円/日	39円/日
看護体制加算(Ⅰ)ロ	40円/日	4円/日	8円/日	12円/日
看護体制加算(Ⅱ)ロ	80円/日	8円/日	16円/日	24円/日
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	400円/月	40円/月	80円/月	120円/月
栄養マネジメント強化加算	110円/日	11円/日	22円/日	33円/日
初期加算	300円/日	30円/日	60円/日	90円/日
入院外泊時加算	2,460円/日	246円/日	492円/日	738円/日
療養食加算(1日に3回を限度)	60円/回	6円/回	12円/回	18円/回
経口維持加算(Ⅰ)	4,000円/月	400円/月	800円/月	1,200円/月
経口維持加算(Ⅱ)	1,000円/月	100円/月	200円/月	300円/月
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	900円/月	90円/月	180円/月	270円/月
安全対策体制加算(入所時)	200円/月	20円/月	40円/月	60円/月
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	30円/月	3円/月	6円/月	9円/月
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	130円/月	13円/月	26円/月	39円/月
新興感染症等施設療養費	2,400円/月	240円/月	480円/月	720円/月
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	100円/月	10円/月	20円/月	30円/月
再入所時栄養連携加算	2,000円/回	200円/回	400円/回	600円/回
退所時情報提供加算	2,500円/回	250円/回	500円/回	750円/回
介護職員等处遇改善加算(Ⅱ)	基本サービス費+その他介護給付サービス加算)×13.6%			

○サービス提供体制強化加算(Ⅲ)・・・次のいずれかに該当する場合に算定。

(介護職員のうち、介護福祉士の割合が50%以上又は介護・看護職員のうち、常勤職員の割合が75%以上又はサービスを入所者に直接提供する職員のうち、勤続7年以上の職員の割合が30%以上)

○夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ・・・夜勤を行う介護職員・看護職員の数が基準を上回る場合に算定。

○看護体制加算(Ⅰ)ロ・・・常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定。

○看護体制加算(Ⅱ)ロ・・・基準を上回る看護職員を配置し、施設の看護職員又は病院もしくは診療所等の看護職員との連携により24時間の連絡体制が整っている場合に算定。

○科学的介護推進体制加算(Ⅰ)・・・入所者ごとのADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たり当該情報を活用している場合に算定。

○栄養マネジメント強化加算・・・①管理栄養士を適切に配置し低栄養状態のリスクが高い入所者に対して医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い入所者ごとの食事の調整等を実施。②低栄養状態のリスクの低い入所者にも、食事の際に変化を把握し早期に対応。①・②の入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、断続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に算定。

○初期加算・・・入所者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後、再び入所した場合、30日間加算。

○入院外泊時加算・・・入所者が入院及び外泊した場合6日を限度として加算。(但し、入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません。)

○療養食加算・・・医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定。

○経口維持加算(Ⅰ)・・・現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入所者に対し、経口維持計画書を作成し、計画に従った栄養管理を行った場合に算定。

○経口維持加算(Ⅱ)・・・経口維持加算(Ⅰ)を算定し、協力歯科医療機関を定め、食事の観察や会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に算定。

○口腔衛生管理加算(Ⅰ)・・・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対して口腔衛生等の管理を月2回以上行い、当該入所者に係る口腔衛生等の管理について介護職員へ具体的な技術的助言及び指導をした場合に算定。

- 安全対策体制加算・・・外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合に加算。
- 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）・・・入所時に、入所者ごとに褥瘡の有無の確認、褥瘡の発生と関連のあるリスクの評価を行い、その後3か月に1回以上評価を行う。評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報を活用する。また、褥瘡が認められた入所者、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、多職種が共同して褥瘡ケア計画を作成し褥瘡管理を実施するとともに、3か月に1回以上見直しを行った場合に算定。
- 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）・・・（Ⅰ）の要件に加え、入所時に褥瘡が認められた入所者の褥瘡が治癒、又は入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない場合に算定。
- 新興感染症等施設療養費・・・入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上でサービスを提供した場合に算定。
- 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）・・・入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催や、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、事業年度ごとに1回、生産性向上の取組に関する実績データを厚生労働省へ報告する場合に算定。
- 再入所時栄養連携加算・・・入所者が退所し、病院又は診療所に入院した場合であって、その入所者が退院した後に再度入所する際、必要となる栄養管理が最初の入所時の栄養管理とは大きく異なるため、管理栄養士が栄養ケア計画を策定した場合、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算。
- 退所時情報提供加算・・・入所者が医療機関へ退所した場合に入所者等の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等を示す情報を退所後の医療機関に対して提供した場合、入所者1人につき1回限り加算。
- 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）・・・国が定める基準に適合し、介護職員等の処遇改善を実施しているものとして、所定単位数（基本サービス費にその他介護給付サービス加算を加えた総単位）に13.6%の割合を乗じた単位数を加算。

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

入所者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

入所者負担段階	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額 実費費用金額の場合 1日当たり 1,445円			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食事の提供に 要する費用	1日 1,650円	1日 300円	1日 390円	1日 650円	1日 1,360円

② 居住に要する費用（光熱水費）

この施設及び設備を利用し滞在されるにあたり、光熱水費相当額をご負担していただきます。但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1日当たり）のご負担となります。また、外泊・入院等で居室を開けておく場合は別に定める料金がかかります。

入所者負担段階	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第1段階	第2段階	第3段階
多床室 (2・4人室)	1日 915円	1日 0円	1日 430円	1日 430円

※外泊・入院等で居室を開けておく場合

外泊・入院等日数	初日～7日目（1日あたり）
多床室（2・4人室）	負担限度額に応じた額

※外泊は8日目以降 1日あたり一律915円をいただきます。

③ 特別な食事の提供に要する費用（療養食等）

医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食。

④ 立替払管理費（日常生活における支払い等の管理に要する費用）

1ヵ月 1,000円

入居者の日常生活における支払い（協力医療機関の医療費や理美容サービス費等）を施設にて立替え、翌月以降に請求する利用料と一括して請求します。

(4) その他のサービス料金

① 理容

1回1,000円で有償ボランティアによる理容サービスがご利用できます。

② 特別な食事の提供に要する費用

実費相当をいただきます。

(5) お支払方法

毎月10日前後に前月分の請求をいたします。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払い方法は、下記の中よりお選び下さい。

① 当施設指定の金融機関への振込

② 当施設指定の金融機関への口座振替（ただし、口座振替が開始されるまでの期間は口座振替による支払いで対応する）

4. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入所者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

医療機関の名称	医療法人上総会 山之内病院	医療法人社団貴志会 菅原病院
所在地	茂原市町保3番地	茂原市高師2丁目-2-1
電話番号	0475-25-1131	0475-25-1171

医療機関の名称	医療法人社団祥仁会 茂原デンタルクリニック
所在地	千葉県茂原市法目1280-1
電話番号	0475-36-3601

5. 退所について（契約の終了について）

以下の場合、契約は自動的に終了します。

- ① 平成27年4月1日以降特養へ入所した場合、入所者が要介護認定の更新で非該当（自立）又は要介護1、要介護2、要支援と認定された場合「特例の要件に該当しない場合」
- ② 施設が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な破損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ④ 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ その他、入所者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払わない場合。又、入所者が当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了15日までに文書で通知いたします。
- ⑥ 入所者が死亡した場合

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ① 介護保険制度の効率的な活用を図る
- ② 親しまれ、利用し易い施設を目指す
- ③ 地域福祉の拠点を目指す

介護保険法第87条に示されている、指定介護老人福祉施設の基準に則り、入所者の心身の状況等に応じて適切なサービスが提供できるように努め、更にサービスの質の評価により常に入所者の立場に立って業務をすすめて参ります。

又、担当する職員については、資質の向上を図るため、常に研修に心掛け最新の技能の取得に心掛けます。

(2) 施設利用にあたってご留意いただく事項

- ①面会 原則10:00～11:30・14:00～16:00
面会簿の記入をお願いします。
- ②持ち込み 生ものはご遠慮下さい。その他は、ご相談下さい。
- ③外出・外泊 届出により可能です。
- ④設備等利用 用途に従ってご利用いただけます。
- ⑤金銭、貴重品の管理 入所者の希望により管理委託を受けます。

7. 損害賠償について（契約書第12条参照）

事業者において施設の責任により代理人又は入所者に生じた損害については、次号者は速やかにその損害を賠償いたします。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、代理人又は入所者に落ち度が認められる場合や入所者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合などには、損害賠償責任を減じることができるものとします。

8. 事故発生時の対応

施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の代理人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

9. 緊急時の対応方法

入所者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族等へ速やかにご連絡いたします。

緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	携帯
	続柄	

10. 非常災害対策

- ・災害時の対応 防災マニュアルに基づいて対応
- ・防災設備 防災基準に則して整備
- ・防災訓練 年3回（夜間想定含む）
- ・防火管理者 田邊 宏美

11. 安全管理対策

安全管理委員会を年2回以上開催し、当施設の安全対策を協議・検討いたします。協議内容については、記録を整備いたします。なお、入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者及び代理人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また事故の状況及び事故に際して執った処置については、記録を整備します。施設は、サービスを提供するにあたって、施設の責任と認められる事由によって入所者に損害を与えた場合には、速やかに入所者の損害を賠償します。

12. 業務持続計画

感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、職員に対する委員会の開催、指針の整備、研修と訓練等を年2回以上開催、実施致します。

13. 身体拘束廃止対策

身体拘束廃止委員会を年3回以上開催し、当施設の身体拘束の状況を協議・検討し、廃止へ向けた取り組みを行います。協議内容については、記録を整備いたします。施設は、入所者又は他の入所者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入所者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により入所者の行動を制限しません。

1 4. 虐待防止対策

入所者の人権の擁護・虐待防止等のため次の措置を講じます。
虐待を防止するための職員に対する研修の実施、入所者及びその家族当の苦情処理体制を整備し、その虐待防止のために必要な措置を行います。また、提供中に、虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに市町村に報告致します。

1 5. 褥瘡防止対策

褥瘡委員会を年2回以上開催し、当施設の褥瘡対策を協議・検討し、その効率的な推進を図り、予防と治療を行います。

1 6. 感染症対策

感染症対策委員会を年3回以上開催します。感染対策委員会では、感染症に対する予防対策を協議・検討し、感染源の隔絶、除去及び感染経路の遮断に取り組み、安全な生活環境の構築に努めます。

1 7. 提供サービスに関する相談・苦情の受付

①当事業所窓口

○当事業所の介護老人福祉施設に関するご相談・苦情についてのご相談・苦情を承ります。

サービス相談窓口 責任者 田邊 宏美
担当部署 特別養護老人ホーム睦沢園
電話 0475-44-2525

②その他公的機関

○当事業所以外に、下記の窓口等において当該相談・苦情の申し出ができます。

・市町村名 睦沢町
担当窓口 福祉課
電話 0475-44-2405

・千葉県国民健康保険団体連合会
所在地 千葉県千葉市稲毛区天台 6-4-3
担当窓口 介護保険課 苦情処理係
電話 043-254-7428
F A X 043-254-7401
受付時間 午前9時00分～午後5時00分
土・日曜日、国民の祝祭日、年末年始を除く

・千葉県運営適正化委員会
所在地 千葉県千葉市中央区千葉港 4-3
担当窓口 福祉サービス入所者サポートセンター
電話 043-246-0294
F A X 043-246-0298

介護老人福祉施設入所にあたり、入所者に対して重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

施設

事業者名 特別養護老人ホーム睦沢園
所在地 千葉県長生郡睦沢町川島 1458-1
法人名 社会福祉法人 恵洋会
代表者名 理事長 山本 宗大
説明者 

私は重要事項説明書により、施設から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

入所者

住所

氏名 

代理人

住所

氏名 